

地域包括ケアの推進に向けた取組（例）について

1 地域包括ケアの目指す姿 ～自助、互助、共助、公助が有機的に連動し在宅生活を支援～

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中で、高齢者の尊厳を保持し、自立支援を一層進めていくために、高齢者が日常生活圏域内において、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを利用し、住み慣れた地域での生活を継続できるようにすることが求められている。

そのためには、個々の高齢者等の状態に応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、現在、施設入所等により得られている身体介護、医療的ケア、食事等生活支援をパッケージで受けることができる環境を、日常生活圏域等の身近な地域において整備し、住み慣れた地域で生活を続けたいという高齢者等の希望を尊重し、その実現を目指すものである。

2 地域包括ケアの推進に向けた課題

(1) 医療から介護への継続したサービス提供体制の充実

医療機関や施設等に入所する要援護高齢者の在宅復帰や高齢者の社会参加の支援に当たっては、地域における介護ニーズに加え多様な医療ニーズに対応し、地域の限られた医療資源の効率性を高めるため、医療サービスの補完的役割を担う医療系介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等）の充実を図る必要がある。

また、従事者の負担増大、事業採算性の低さ等の理由から実施事業者の参入が進みにくい地域特性を踏まえ、個々の高齢者等の状態に応じた訪問、通所、入所宿泊等のきめ細かな対応ができる総合的なサービス供給体制の整備や高齢者等の生活を支援するインフォーマルサービスの促進を図っていくことが必要である。**【切れ目のないサービスの提供】**

(2) 新しいまちづくり等を考慮に入れた地域密着型サービスの計画的配置

高台への医療提供施設や福祉施設等の合築など効率的かつ効果的な施設整備に加えて、日常生活圏での医療・介護等のサービス提供体制確立に向け、津波の被害がなかった郊外型の大規模入所施設等から小規模施設への計画的な転換や分散などを進めていく必要がある。

【総合サービス提供体制の整備推進】

(3) 医療機関、介護施設及び行政が情報共有できるシステムの構築とネットワークの拡大

関係機関の研修会や情報交換の場を設けることにより、「医療連携」への理解が深まり、患者の流れがスムーズになるなどの効果が上がっている圏域もある一方、医療関係者と福祉関係者の情報共有が進まず、医療と福祉の連携があまり進んでいない圏域もあることから、医療と福祉の連携を促進するための情報共有システムを構築し、ネットワーク参加機関、施設の拡大を推進する必要がある。**【要援護者情報等の共有と活用の推進】**

3 地域包括ケアの推進に向けた取組の検討（例）

(1) 切れ目のないサービスの提供

ア 地域リハビリテーションの充実強化

在宅の高齢者等の一人ひとりの心身の状態や医療ニーズに対応した訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービス供給体制の整備を支援する。

- リハビリテーションに従事する専門性をもった人材の育成と資質の向上
- 地域リハビリテーション広域支援センター及び県リハビリテーション支援センターによる医療機関・介護保険事業所に対する専門職員の派遣等の技術的支援

イ インフォーマルサービスの創出支援

医療機関の負担軽減や高齢者等の安全・安心な地域生活等に寄与する生活支援サービスの創出に取り組む。

○ 高齢者人材の活用に向けた仕組みづくり

高齢者自らが、配食、通院補助、会食等の活動を行い、地域住民との連携による見守り体制の構築など、安心して生活するための地域づくりがコミュニティ活動の一環として行われるよう支援。

■関連事業 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

○ 民間企業とのコラボレーション

資本金や専門的ノウハウのある民間事業者やNPOとの協働を推進することにより、インフォーマルサービスの充実を図る。

【取組例】「まごころ宅急便」

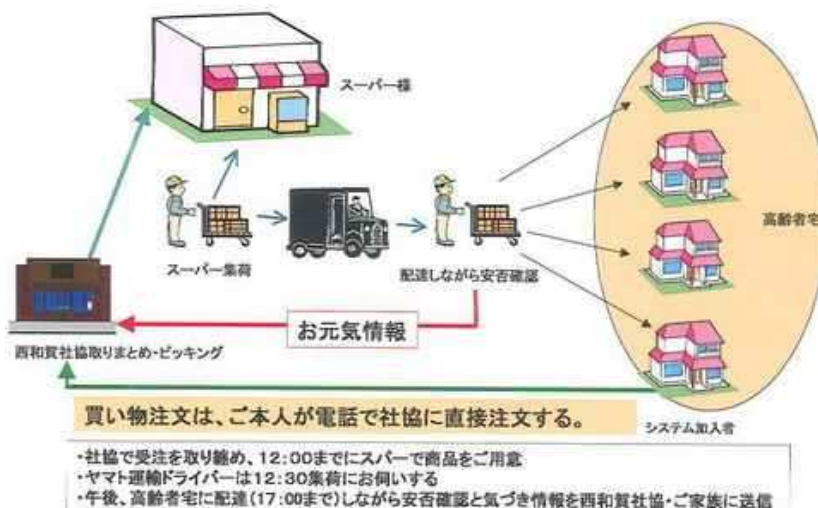
西和賀町社会福祉協議会、地元スーパー、宅配業者の協力により生まれたサービス（平成22年～）。利用者からの電話注文を町社協が受注、地元スーパーに発注し、宅配業者が配達・代引きを行う。また、配達しながら高齢者の安否を確認し、町社協に情報提供。

大槌町においても「まごころ宅急便 in 大槌」として8月1日からサービスを開始。大槌町では、町社協と町地域包括支援センターで把握した独居高齢者等の要援護者については、1回の送料500円が県社協から補助される仕組みとなっている。

■関連事業 地域支え合い体制づくり事業

「まごころ宅急便」のお買物支援型フロー図

【出典】西和賀社会福祉協議会 HP



(2) 総合サービス提供体制の整備推進

土地の有効活用、住民の利便性向上及び効率的効果的な包括的サービス提供の観点から、医療提供施設及び社会福祉施設等の統合整備についての検討を進め、整備推進に向けた国への働きかけ等を実施。

ア パターンA【相談・支援機能強化に向けた統合整備】

○「保健福祉サービスセンター（仮称）」

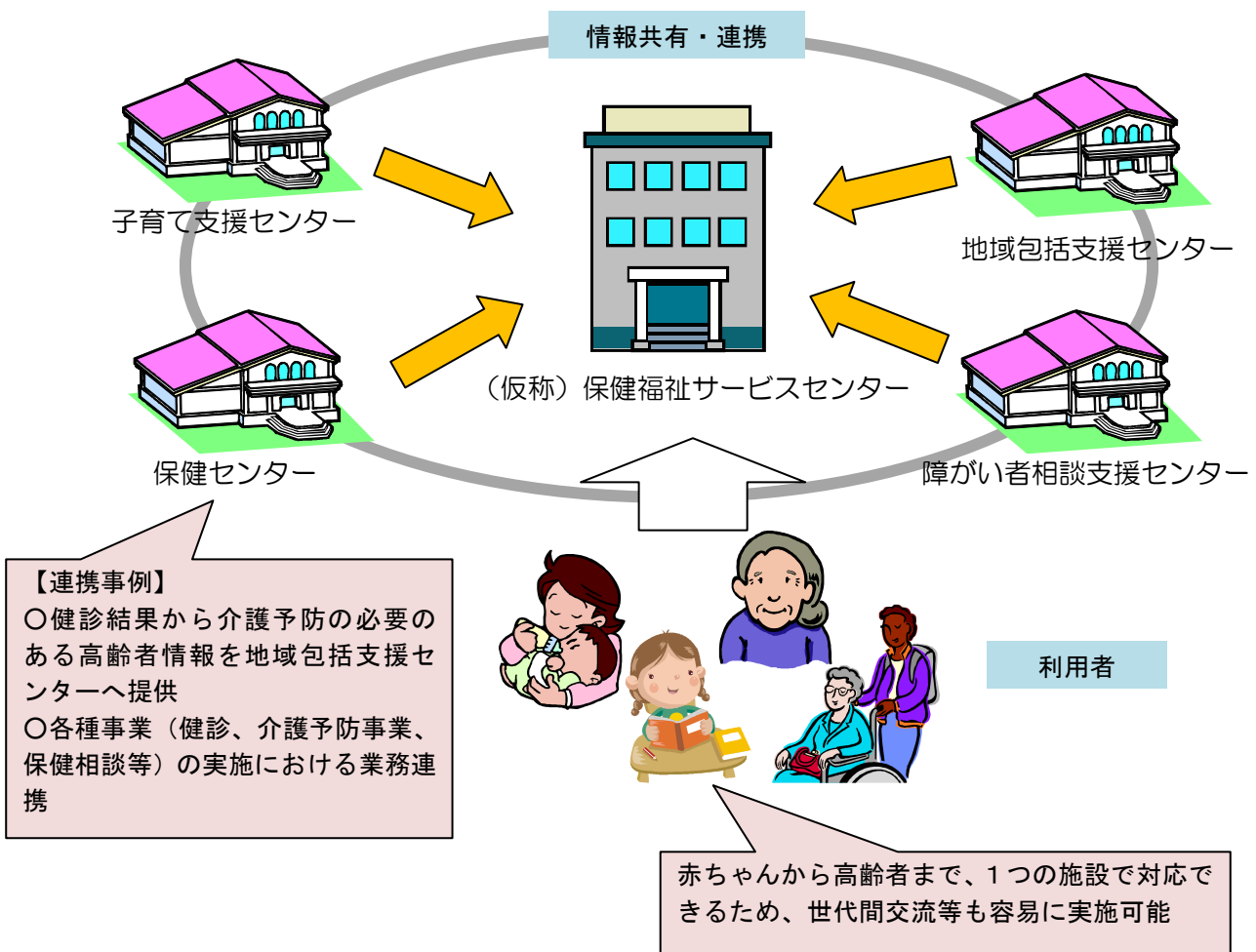
保健センターや地域包括支援センター、地域子育て支援センターなどの相談・支援機能等を統合した「保健福祉サービスセンター（仮称）」を核に、地域の相談機関や医療・福祉関係団体とのネットワークの構築を進める。

特徴：① ワンストップサービスに対応できる相談担当者の育成・配置

② 24時間365日、いつでも相談に応じられる体制の構築

③ 相談・支援が必要な住民を早期に発見するための職員等による訪問相談活動（アウトリーチ型ニーズキャッチ）

■保健福祉サービスセンター設置例（イメージ図）



イ パターンB【サービス提供機能の充実に向けた統合整備】

○（仮称）高齢者等地域生活サポートセンター

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを創設する。

これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点がある。

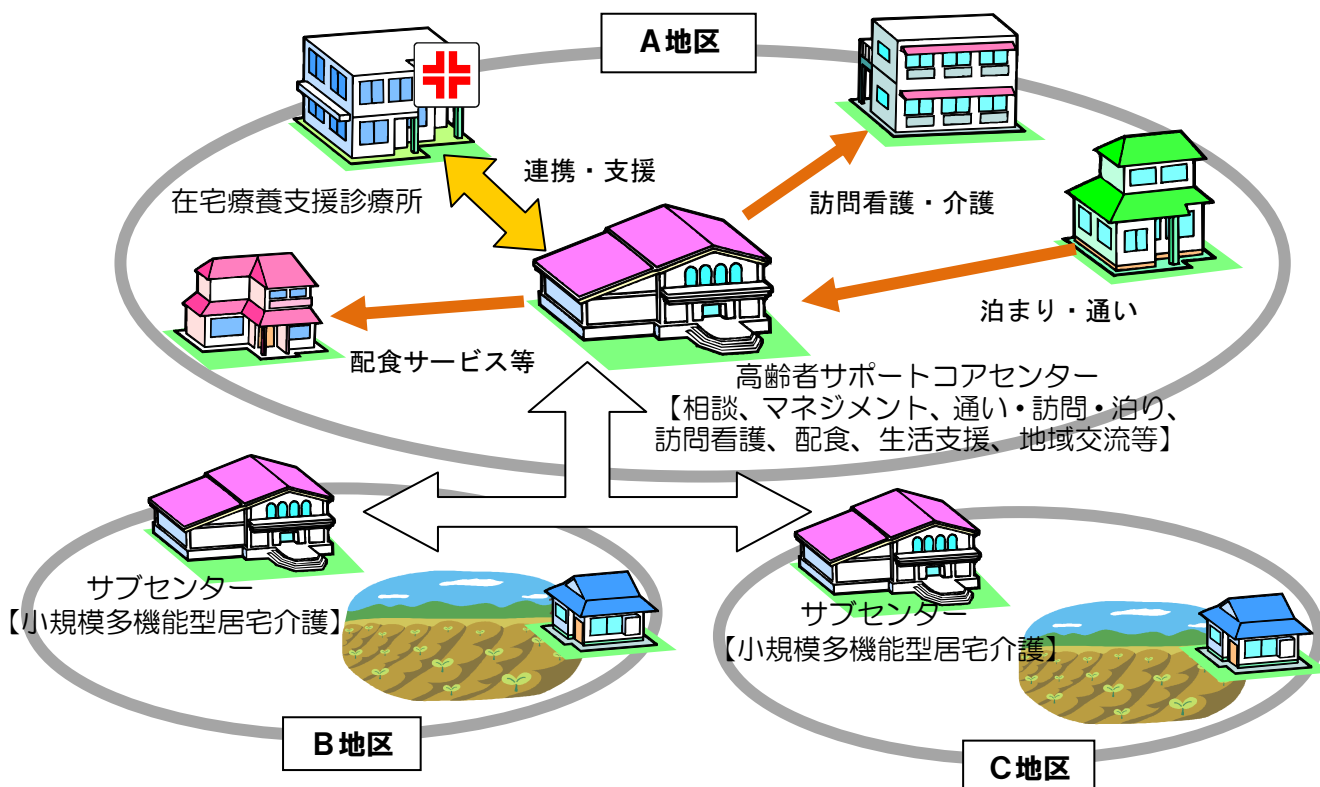
更に、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけではなく、配食・見守り等のインフォーマルサービスを本人（利用者中心）にコーディネートすることで、高齢者等の地域生活を色々な面でサポートすることができる。

【サービスモデル】

おおむね 30 分の日常生活の場の中に、地域ケア拠点となるコアセンター及びサブセンター 2～3ヶ所を設置。高齢者等サポートセンターでは、小規模多機能型居宅介護の機能である①～②の機能及び③、④、⑤の機能を選択し併せ持つことで地域ケア拠点としての機能を発揮

- ① 相談、マネジメント機能（必須機能＝既存事業）
- ② 通い、宿泊、訪問機能（必須機能＝既存事業）
- ③ 訪問看護（複合型事業所の活用＝新規事業）→医療ニーズの高い利用者も支援
- ④ 配食サービス等の生活支援（市町村からの委託等）
- ⑤ 地域交流スペース（市町村からの委託等）

■ 高齢等地域生活サポートセンター設置例（イメージ図）

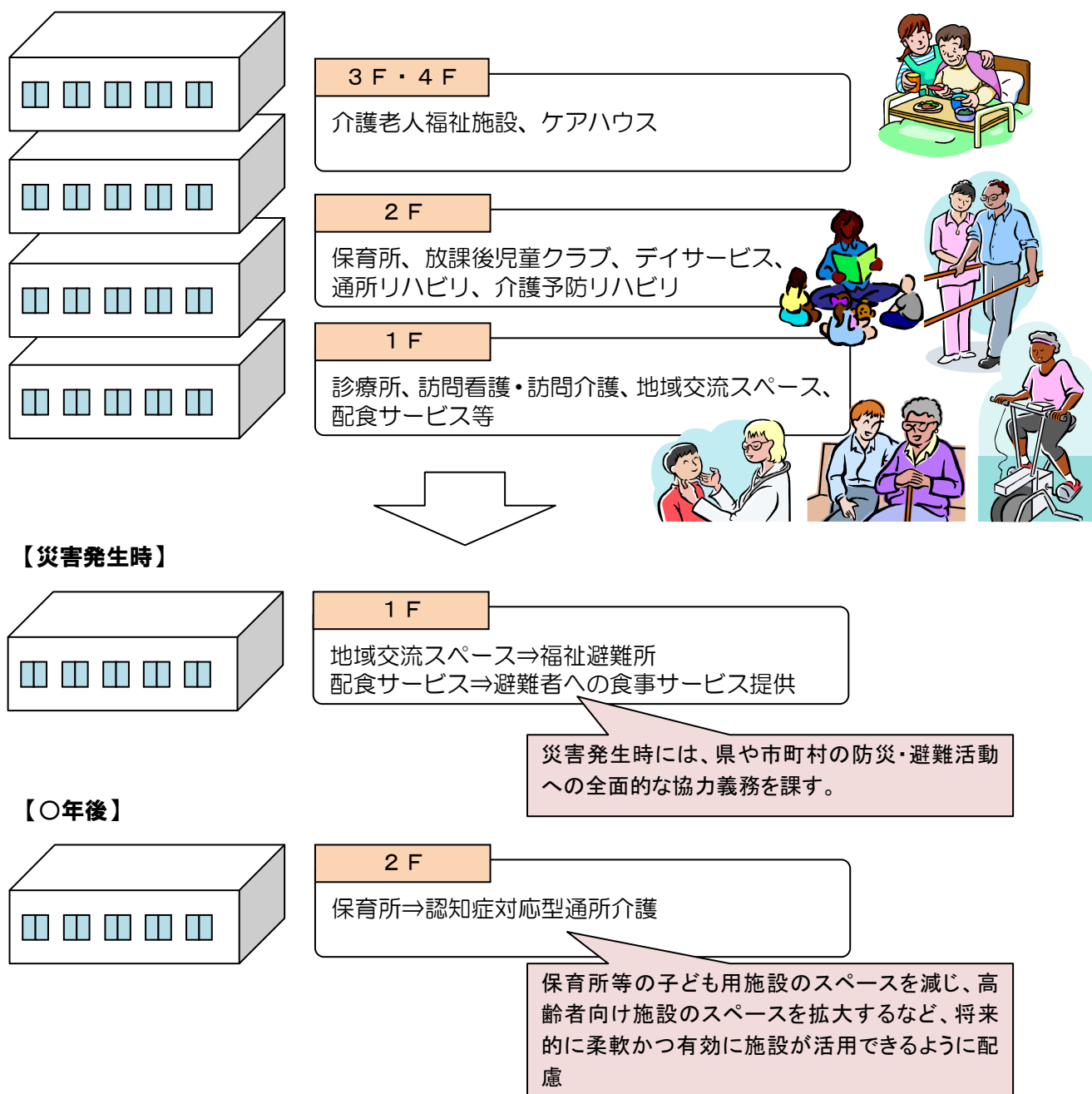


○ 公設民営方式による総合防災福祉施設

高齢者福祉施設や保育所等の機能を有する「総合保健福祉施設」と災害時の福祉避難場所や支援拠点等の機能を有する「防災拠点施設」を同一の建物内で運営する施設を、県や市町村が設置主体となって整備し、その施設を民間事業者が無償もしくは安価で入居させることを想定。

災害発生時には、本施設を地域の防災拠点に位置付け、入居する民間事業者に対して、県や市町村の災害支援活動や避難活動に協力してもらうとともに、将来的な地域ニーズの変化に対応して、施設の機能を変更できるように配慮する。

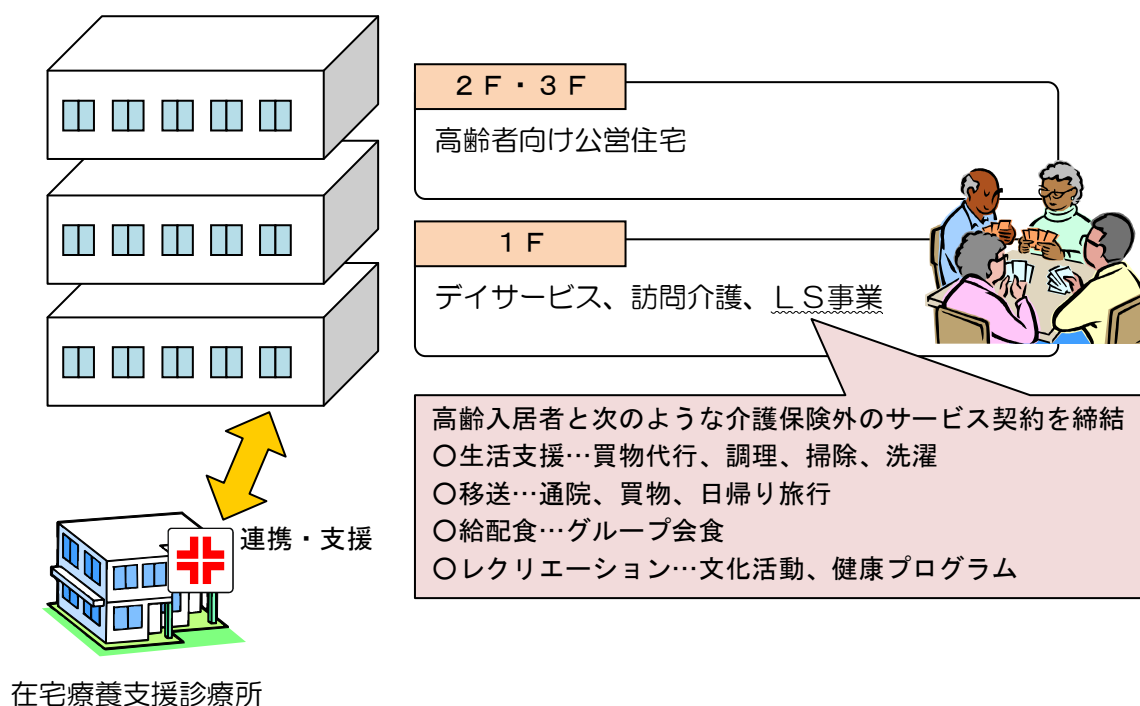
■総合福祉施設設置例（イメージ図）



○ 災害復興公営住宅における高齢者生活支援施設の整備

高齢者向け災害復興公営住宅等に生活支援施設を併設し、デイサービス施設や訪問看護に加え、公営住宅入居者の生活相談や生活支援等を一体的に供給することで、高齢者等が快適に地域生活を送ることができる。

■ ライフサポート事業（イメージ図）



○ 地域包括支援センターと小規模多機能型居宅介護事業所等

介護保険サービス以外に、保険外のサービス（行政サービスやボランティアによる活動や事業等）を一体的に供給することで、高齢者を中心に子どもや障がい者等の幅広い世代が集えるような場を創出。

【地域包括支援センター】

福祉に関する総合相談、介護予防支援（介護予防プランの作成）、地域支援事業、介護予防事業など

【介護保険サービス事業所】

居宅介護支援・デイサービス等

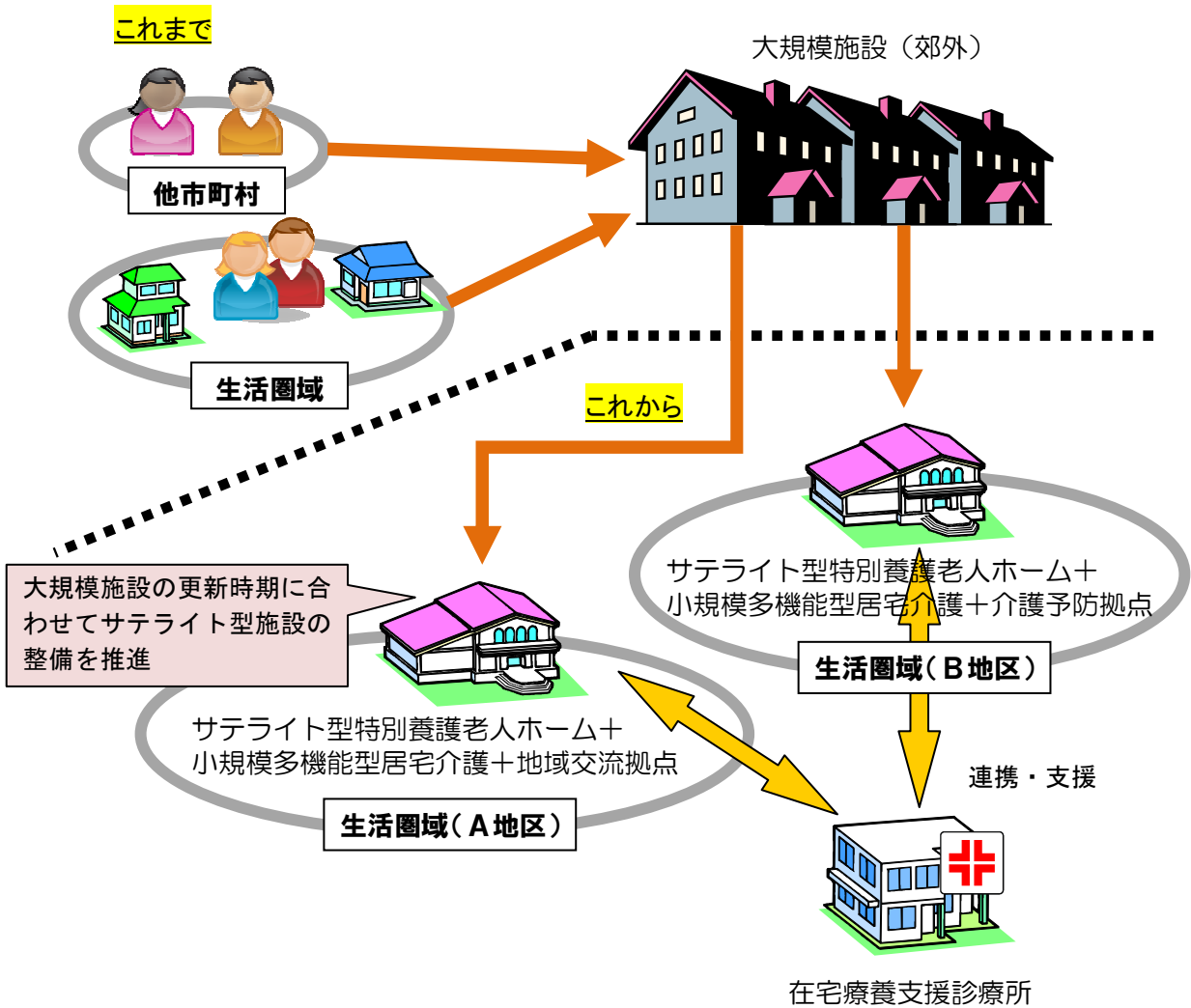
【地域活動・交流センター】

ボランティア・地域活動を目的とした各部屋の貸し出し、ボランティア支援・育成、各種講座や自主事業の実施。

ウ パターンC【既存施設の分散配置による統合整備】

日常生活圏での医療・介護等のサービス提供体制確立に向け、津波被害がなかった郊外型の大規模入所施設等の更新時期に合わせて、大規模施設を日常生活圏内での小規模事業所整備に方針を転換し、これまでの定員数が多く多床室の特別養護老人ホーム等から少人数定員のサテライト型施設の整備を推進していく。

■既存施設の分散整備（イメージ図）



(3) 要援護者情報等の共有と活用の推進

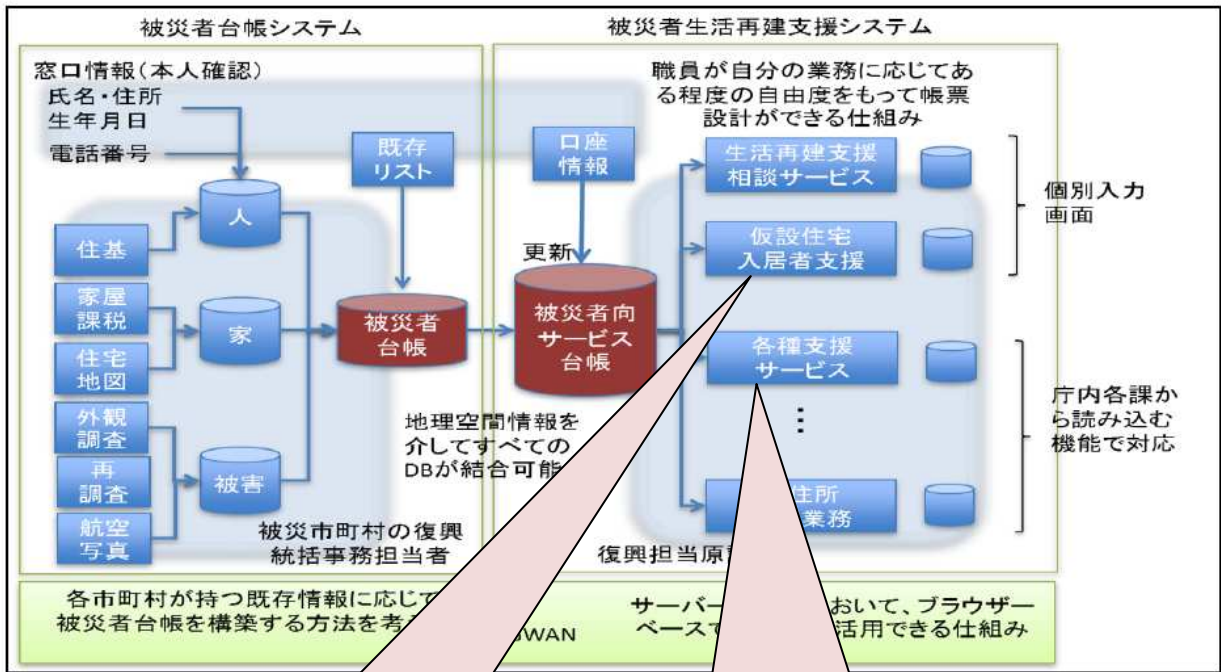
ア 仮設診療所等でのサービス提供段階

保健師による仮設住宅避難者や在宅要援護者への保健指導等を通じて把握した要援護者情報をデータベース化（統合）し、被災者ニーズに応じたサービス提供（きめ細かな保健指導、健康づくり事業等）に活用する。

■関連事業

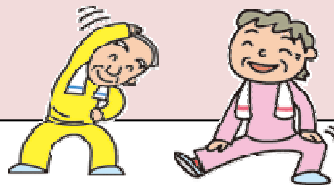
岩手県被災者台帳システム整備及び運用支援事業

■被災者台帳システム概要（イメージ図）



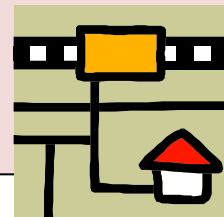
【データ活用例】

- 保健師や栄養士による仮設住宅地域等への保健活動により得た要支援者データを市町村がデータベース化し、定期的な巡回相談や健康づくり等の取組に活用



【データ活用例】

- 要援護者情報を地図上にプロットし、災害時の要援護者避難支援計画の策定等に活用



イ 通常サービス提供体制への移行段階

- 医療機関、福祉施設等が患者紹介や転院・退院調整等を円滑に行うため、診療情報や検査データを閲覧できる患者情報共有システムを二次保健医療圏内において整備
- 住民の健診データ等を住民の居住する保健医療圏内の医療機関や介護施設等と行政の間で共有化できるシステムを構築し、住民の健康管理、介護予防事業や保健活動に活用

■関連事業

かまいし医療情報ネットワーク（仮称）整備事業

■患者情報共有システム（イメージ図）

